

事務局速報

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

13-1号 2013年11月21日

高校授業料無償化「改正」法案衆議院通過について

連日のとりくみに敬意を表します。

高校授業料の実質無償化を見直して、世帯の年収を基準に所得制限を設けることを盛り込んだ法律の「改正」案が、15日の衆議院本会議で自民・公明両党と、日本維新の会、みんなの党などの賛成多数で可決され、参議院に送られました。

日退教はこの間緊急行動としての署名活動にとりくみました。(11月18日現在20単会から集約され団体署名43、個人署名1474筆集約しています。単会によっては現職組合に集約されたところもあります)

民主党政権が2010年度に導入した高校授業料の実質無償化は、公立高校では年間の授業料に相当する118,800円(全日制高校の場合)を国が負担し、私立高校では世帯の年収に応じて公立高校の授業料相当分の1～2倍にあたる「就学支援金」を国が高校に支給してきました。「改正」案では、これを見直して、公立・私立、ともに「就学支援金」制度に一本化したうえで、世帯の年収を基準に所得制限を設けることが盛り込まれています。

「改正」案が成立すれば、所得制限の基準を世帯年収910万円とすることを政令で定める方針で、新制度は来年4月に入学する生徒から適用されます。在学中の生徒は経過措置として、卒業まで現行の支援が受けられることになっています。

衆議院の文部科学委員会では、民主党を中心とした野党から所得制限を導入した場合の生徒への影響などさまざまな課題が指摘され、以下の附帯決議が採択されました。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当り、次の事項に当り、特段の配慮をすべきである。

- 一 本法施行後三年を経過した後、低所得世帯への支援の拡充の状況及び公私間の格差是正の状況を勘案しつつ、教育の機会均等を図る観点から、政策の効果の検証をした上で、必要な措置を講ずるものとする。
- 二 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、本来就学支援金の支給対象となる者が漏れないようよう十分配慮すること。

- 三 本制度の趣旨・内容について、関係者に対する周知・徹底を十分に行い、特に、進路選択の時期に当たる中学三年生の生徒及び保護者に対し、特段の配慮を行うこと。
- 四 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、家庭環境等も考慮し、教育費を支出することが困難な者に特段の配慮を行うこと。また、急な家計変動が生じた者に対し特段の配慮を行うこと。
- 五 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、プライバシーに関して十分配慮すること。
- 六 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、自治体や学校現場に相応の事務量が発生することに鑑み、そのための条件整備に努めること。
- 七 教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること。また、引き続き教育負担の軽減を図るとともに、一層の教育予算の拡充に努めること。
- 八 所得制限を導入することにより捻出される財源によって創設される予定の奨学のための給付金など高校生世帯の教育費負担の軽減施策については、その確実かつ継続的な実施を図るため、平成二十六年予算の編成を通じ、最大限努力すること。

(※日教組は、下線部については日教組の意見が反映されているとしています。)

なお、文教科学委員会での、野党の質問により、検討中の制度の一部の概要が明らかにされています。

①所得制限 910 万円の実際の基準は市区町村民税所得割額 304,200 円とする。

②現行の私学で行われている就学支援金の 1.5 倍加算のための認定は、市区町村民税所得割額に高校生の子どもと中学生以下の子どもの数を加味して実施されているが、新制度では所得割額のみで認定する。

今後、法案審議は参議院に場を移します。未だ、生徒・保護者・教育現場・地方行政の声を十分に反映した審議とは言えず、拙速の感は否めません。引き続き取り組んでいきます。